

平成30年12月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月10日(月) 午後2時01分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転)
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(23名)

1番 永利 春雄	2番 寺崎 廣喜
3番 田籠 富子	4番 山下 芳文
5番 山田 憲二	6番 永利 昇
7番 大中 久敏	8番 野田 敏之
9番 山田 武二	10番 佐藤 英昭
11番 白木 治	12番 廣田 一郎
13番 米倉 一雄	14番 中原 孝司
15番 藤井 豊志	16番 柳 文子
17番 天本 徹	18番 田籠 新
19番 白木 隆弘	20番 井手 浩
21番 久光 壽子	22番 草場 小夜子
23番 伊藤 武則	
5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 総会開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今年も師走を迎え、本年最後の農業委員会総会となりました。

先般、福岡県農業会議の朝倉支部を代表して、全国農業委員会会長代表者集会に出席しました。

この中で、全国の農業委員会が取り組んでいる「農地利用の最適化の実現に向けて」と題して、3人のパネリストによる実践発表が行われました。

地域の実情や考え方など、それぞれ状況は異なりますが、地域での話し合いを進めた結果として、農地の集積が進んだとの発表が多かったと感じました。

本市においても、少しずつ集積は進んでいますが、地域での話し合いの中で、農業委員の積極的な参画など、更なる工夫も必要ではないかと思ったところでした。

本日は大変忙しい中、本総会に参集いただきましてありがとうございます。議案5件、報告事項1件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

また、来年が皆様にとって良い年であることをご祈念申し上げ、簡単ですがあいさつに代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は23名で、委員定足数に達しております。

よって、平成30年12月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、各分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、12番 廣田一郎 委員、13番 米倉一雄 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3件を議

題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、福童地内の田5筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(図面で場所の説明)

次に番号2は、福童地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(図面で場所の説明)

次に番号3は、寺福童地内の田2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(図面で場所の説明)

以上、譲受人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく

お願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、11件を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページ番号1から7ページの番号11までの分をご覧ください。

いずれも一般貨物自動車運送事業特別積合せ貨物運送用施設として、本年2月の総会において審査、ご了承をいただき、今年9月に県から許可されたものです。

今回、譲受人から規模の拡張のための事業計画の変更申請がありましたので、ご意見を願います。

この申請地は、松崎地内の24筆で登記地目は畑、現況は運送業用地のための工事を行っています。

今回、拡張を申請されている農地は、議案書8ページの番号3でご審議いただきます松崎地内の畑1筆で、図面では、位置図の7ページ及び10、11ページをご参照ください。

まず7ページ、今回、拡張をする申請地です。こちらの農地区分は、周辺の農地の広がり10ヘクタール以上在りますので、第1種農地に該当するとして記載しています。

その拡大図が10ページ。青く囲っている部分が前回の申請地、許可が下りている場所です。その南東部分に青く塗りつぶしている箇所が、今回拡張する箇所です。

11ページを横向きにしてご覧いただきますと、今回の申請地は駐車場として利用する計画がございます。

当該申請地は、先程申し上げましたように第1種農地に該当しまして、原則転用ができないこととなりますが、転用目的である、特別積合わせ貨物運送事業の用に供する施設は、土地収用法に該当する公益性が高い事業であり例外規定に該当します。

よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものとして、ご審議していただいております。

なお、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願います。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

番号1は、井上地内の田1筆です。一般個人住宅を建築するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

農地区分としては、甘木鉄道松崎駅から概ね500メートル、概ねというのは1割程なので、550メートルの円を書いております。概ね500メートル以内にありますので、第2種農地に該当します。

先程申しましたとおり、当該申請地は、甘木鉄道松崎駅から概ね500メートル以内にある第2種農地に該当しまして、代替え地の検討もされております。

また、排水については、浄化槽で処理した後、既存の水路に流していきます。更に、周囲には農地がないので、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われまます。

次に、番号2は、松崎地内の畑1筆です。こちらも、一般個人住宅を建築するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

こちらの農地区分につきましては、10ヘクタール以上の農地の広がりがある第1種農地に該当しまして、原則として転用できないこととなります。

申請地の周辺には、既存集落が広がっていることが確認できます。

取水排水については、接道している500号線内に上下水道管がありますので、そちらで取水排水を行います。

申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当しますが、転用目的が住宅であって、なおかつ、既存集落に接続して設置されるものについては、例外規定に該当します。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われまます。

番号3は、先ほども説明しましたが、松崎地内の畑1筆です。議案第2号で説明しましたように、過去に物流倉庫及び事務所を建設するために転用申請があり、今回は、駐車場部分を規模拡張するという事で、追加されたものです。

(図面で場所の説明)

繰り返しになりますが、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の

一団の農地の区域内にある第1種農地に該当しますが、特別積合わせ貨物運送事業の用に供する施設は、土地収用法に該当する公益性が高い事業ということで、例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

なお、番号1から番号3まで、先月開催しました地区会議に於いてもご了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転7件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをお願いします。議案第4号 農

業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、乙隈地内の畑2筆です。

(面積、所有権を移転する者・移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(場所の説明)

次に、番号2は、赤川地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(場所の説明)

次に、番号3は、山隈地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・移転を受ける者、価格の説明)

農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(場所の説明)

議案書10ページ、番号4は、山隈地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・移転を受ける者、価格の説明)

農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(場所の説明)

番号5は、上岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(場所の説明)

番号6は、上岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(場所の説明)

次に議案書11ページ、番号7は、上西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転7件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の12ページをお願いします。議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借について 提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、二夕地内の田1筆です。

経営規模拡大のため、新規に賃貸借されるものです。

(面積、利用権を設定する者・設定を受ける者、期間・賃借料の説明)

なお、利用権の移転を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 利用権貸借1件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の13ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出2件につきまして報告いたします。

番号1及び番号2は、売買のための合意解約です。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、12月 小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

平成30年12月10日(月) 午後 2時40分閉会